

## 平成17年度決算審査措置要求決議

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について

特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。

政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡された政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

### 2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100%で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

### 3 電子申請等のIT利用促進について

政府は、平成13年以降数次にわたってIT戦略を策定してきた。その重点分野の一つに電子政府の実現があり、国民の利便性の向上・行政運営の効率化の観点から、それまで書面で行われていた申請や入札手続の電子化が進められた。

しかし、電子申請システムの利用率は著しく低迷している。例えば、総額約40億円が投じられた外務省所管の旅券電子申請システムは、累計の利用件数が約300件にとどまり、運用開始からわずか2年8か月で停止された。また、平成16年度の電子申請率は、汎用システム及び専用システム合計で0.94%と極めて低い状況であることが、平成17年度決算検査報告に掲記されている。

政府は、IT新改革戦略において、オンライン利用率を2010年度までに50%以上にすると目標を掲げているところであり、今後、より一層積極的に周知活動を行うとともに、ワンストップサービスの徹底や添付書類のオンライン化など利便性を向上させ、利用率目標の確実な達成に努めるほか、利用度の低い電子申請システムについて要・不要を再検討し、冗費節減に努めるべきである。

### 4 科学技術関係補助金等の不正使用防止について

歳出削減が進められる中で、例外的に科学技術関係経費は増加してきた。特に、科学研究費補助金等の競争的資金は、研究者の研究費選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するものとして充実が図られ、拡大の一途をたどってきた。しかし一方で、研究者による競争的資金の不正使用が次々と発覚し、科学技術関係の補助金及び委託費に対する国民の不信を招いている。

研究者による補助金等の不正使用が発生する要因として、受ける側の研究者の意識の問題だけでなく、特定の研究者への過度の資金の集中、省庁や制度ごとのルールの違いなど、補助金等を出す側の行政における制度・運用面での問題も指摘されている。また、不正に対するチェックの甘さや体制の不備があったことも否定できない。

政府は、このような要因を踏まえ不正防止策を講じているところであるが、研究活動の委縮を招くことのないよう留意しつつ、科学技術関係補助金等の不正使用根絶を目指して、各競争的資金制度を所管する関係府省の密接な連携を図り、必要な措置を早急に講ずべきである。

## 5 保険金不払い等の再発防止と利用者保護について

一昨年来、生命保険及び損害保険各社において、保険金の不払いや支払い漏れ、保険料の取り過ぎなどの利用者保護に欠ける事態が明らかになっている。平成19年4月現在、生命保険会社の保険金の支払い漏れは、全38社中37社から平成17年度までの5年間で計約44万件、総額約359億円に上ることが公表されており、また損害保険では、平成18、19年に自動車保険等の支払い漏れや第三分野における不払いにより8社が業務停止命令を受けたのを始め、平成19年3月には、損害保険6社で、10万件を超える火災保険料の取り過ぎがあったことが公表されている。この間、金融庁の指示により各保険分野での調査が行われるたびに、不適切な実態が新たに判明し、いまだに最終的な件数・金額の全体規模が確定できない状況となっている。

政府は、生命保険及び損害保険制度の重要性にかんがみ、利用者保護の観点から、各保険会社の業務改善状況、進行中の調査の進捗状況などを十分に把握し、各保険会社に対して、再発防止及び保険契約者保護のための実効性ある措置を講じるよう指導監督に努め、利用者並びに国民の信頼回復になお一層尽力すべきである。

## 6 地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督について

総額17億円にも上る多額の裏金ねん出が発覚した岐阜県を始め、長崎県、大阪府等においても裏金の存在が明らかになり、また、福島県、和歌山県、宮崎県では県発注工事に係る談合事件で知事や出納長が逮捕されるなど、地方行政に対する国民の信頼を失墜させる事態が相次いでいる。

その背景として、自治体の監査委員が十分に機能していないことや、外部監査制度を導入する自治体が少数にとどまっていることに加え、地方自治体の入札制度において、一般競争入札の対象となる工事の下限価格が国の基準である2億円を上回っているところが複数存在するなど、自治体の取組に差が生じていることなどが指摘されている。

政府は、監査対象、監査方法の統一的な基準作成に努めるとともに、地方自治体に対し、外部監査制度の導入促進、情報公開の徹底及び一般競争入札拡大等の入札改革が図られるよう、積極的に助言、指導を行うべきである。

## 7 無償資金協力に係る入札及び案件監理体制について

一般プロジェクト無償資金協力に係る入札については、平成14年度決算検査報告等において落札率が高くなっているなどの指摘がなされてきたところであるが、平成16年度及び17年度の実績でも、落札率が99%以上となる事例が全体の約6割を占め、そのうち、不落随契となった事例が多数に上るなど、依然として競争性の向上が必要な状況にある。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件については、案件終了時の現場確認や事後のフォローアップの実施状況が不十分な在外公館も多く見られ、それらの公館では我が国の供与した資金の利用状況等に関する検証が十分になされているとは言えない。

政府は、現在の厳しい財政状況及び国内における入札制度をめぐる議論を踏まえ、海外での事業であるという特殊性を過度に強調することなく、入札参加資格の一層の緩和等を通じた競争性の向上に努めるべきである。また、在外公館が中心となつて行う草の根・人間の安全保障無償資金協力については、外部委嘱員制度等を活用して事業規模に見合った体制の整備等に努め、在外公館が責任を持って資金の利用状況等を検証すべきである。

## 8 特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用について

第166回国会において特別会計に関する法律が成立したことに伴い、剰余金については、一般会計への繰入れが共通ルール化され、積立金については、その必要性や水準等が各特別会計予算の積立金明細表に公表されることとなった。

しかしながら、恒常的に繰入れが行われてきた外国為替資金特別会計を除けば、剰余金からの一般会計への繰入れは少額にとどまっており、積立金明細表における必要性や水準等の記載は、そのほとんどが抽象的文言となっている。

また、特別会計の数は減少したものの、多くの勘定がそのまま存続している。

政府は、すべての特別会計の剰余金の用途をより一層精査するとともに、積立金の必要性及び水準等について、積立金明細表に特別会計の業務の性格に応じて明確な基準を示し、現在掲げられている20兆円の財政健全化への貢献目標にとどまることなく、剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用を図るなど、今後も特別会計の不断の見直しに努めるべきである。

## 9 公会計の整備について

近年、予算書・決算書で把握されている現金のフロー情報に加え、公的資金で形成された資産や国債等の債務残高といったストック情報を含めた国の財務状況全体を把握し、管理することが重要となっており、政府は、企業会計の考え方をういた「国の財務書類」や「省庁別財務書類」を作成するなど公会計の整備に取り組んでいる。しかし、これら財務書類は歳入歳出決算の計数を用いて作成されているため、その公表は決算の国会への提出時期から大幅に遅れている。

政府は、その重要性にかんがみ、「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべきである。

## 10 裁判員フォーラム開催に係る不適正経理について

最高裁判所は、法を適用し争訟について裁定を行う司法機関であり、司法の公正と国民の信頼を保持するためにも、常に自らを厳しく律することが求められる。

平成17年度に最高裁判所が主催した裁判員制度全国フォーラムの一部において、共催した地方新聞社等が謝礼を支払って参加を募るなど、不適切な募集行為が行われていたことが発覚した。そのほか、同フォーラム開催に当たって締結された契約、新聞広告や映画制作などに関する契約において、会計法令上好ましくない、さかのぼり契約が行われていたことが明らかになった。

最高裁判所は、職員の意識改革を徹底し、会計・契約事務の効率化、適正化を図り、裁判員制度広報にかかわる予算の効率的かつ厳格な執行に努め、裁判員制度に対する国民の理解を深めるべきである。